十人十色（じゅうにんといろ）

11月は「児童虐待防止推進月間」です

虐待かもと思ったら 児童相談所全国共通3桁ダイヤル いち はや く 189 お住まいの地域の児童相談所につながります。 ※一部のＩＰ電話からはつながりません。

問／福祉事務所子育て支援係　☎72-1123（内線505）

児童虐待に関する通報相談件数は、全国で年々増加しており、子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶ちません。

国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、全国各地で、児童虐待防止のための広報啓発活動が行われています。

虐待の動機としては「子どもの存在の拒否・否定」「しつけのつもりだった」などが挙げられ、内容は身体的虐待、育児放棄などがありますが、暴言を吐いて脅したり、子どもの面前で配偶者や親族などに暴力を振るう「面前DV」などの心理的虐待も多くなっています。

自分の思うままに支配する、暴力や暴言などで即効性を求めるのが虐待。決して虐待をしてしまう親が特別なのではありません。何かのきっかけで、誰もが加害者になってしまう可能性があります。そのため、地域の皆さまの見守りが必要になってきます。

児童虐待防止対策は虐待の発生予防、早期発見、早期対応が大切になります。虐待の確信はなくても疑いがあるときは通告をお願いします。たとえ、虐待でなかったとしても通告者には責任はありません。

手遅れになる前に迷わず、通告、相談をすることが大切です。

地域の皆さまのご協力をお願いします。体罰などのない子育てを広げるために、あなたの力を貸してください。

また、虐待までは至らなくても、子育てに関することや子どものしつけ方などで悩んでいる保護者は多くいます。一人で悩まず気軽にご相談ください。

ハッピースマイル

濱塚（はまつか） 有琉翔（あると）くん
（令和５年２月15日生）
濱塚（はまつか） 成也（せいや）・裕加里（ゆかり）さんの次男（福島地区）

おっとりな性格のあるとくん。最近は物をかむのが好きで、私の指をかんだときに「痛い」って言うと、ニコッと笑ういたずらっ子になりました（笑）。お兄ちゃん、お姉ちゃんがよくお世話をしてくれていて、あるとくんの争奪戦をしています。これからも兄姉仲良く元気に育ってね。大きくなったらみんなで遊園地に行って一緒に楽しもうね。

児童相談所・福祉事務所の相談窓口

通告・相談窓口	連絡先	時間
福祉事務所 子育て支援係	☎72－1123（内線505）	月～金曜：午前８時半～午後10時
串間市役所	☎72－1111	月～金曜：午後10時～午前８時半 土日・祝日・年末年始：終日
家庭児童相談室	☎72－5783	月～金曜：午前９時～午後５時
都城児童相談所	☎0986－22－4294	月～金曜：午前８時半～午後5時15分 ※児童虐待などの緊急時は常時受け付け

子育てINFO

『子ども予防接種』

●生後２カ月になったらワクチンデビューをおすすめしています。お忘れのないよう計画的な接種をお願いします。

●２カ月から受けることのできる定期接種

ロタウイルスワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、四種混合ワクチンです。

●適正年齢になりましたら早めの予防接種を！定期接種は、自己負担なしで接種ができます。

●麻しん風しん（MR）ワクチン

第１期　生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども

第２期　５歳以上７歳未満の年長児にある子ども

●HPVワクチン（子宮頸がん予防）

定期接種の対象ワクチンは２価、４価、９価の３種類あります。キャッチアップ接種対象者も同様です。

【定期接種対象者】

小学校６年生～高校１年生

平成19年４月２日生から平成24年４月１日生までの女子

【キャッチアップ対象者】

平成９年４月２日生から平成19年４月１日生までの女子

キャッチアップ期間は令和６年度で終了します！

接種完了（３回接種）するまでに６カ月かかります。

令和６年度教育・保育施設の入所申し込みを受け付けます

入所受け付けは、12月１日から開始します。

問／福祉事務所こども政策係☎72－1123（内線507）

●入所施設について

本市では、保育園と幼保連携型認定こども園への入所が可能です。

●入所できる条件について

保育園は、２号認定または３号認定を受けた児童が入所できます。

幼保連携型認定こども園は、１号から３号までいずれかの認定を受けた児童が入所できます。

認定については【表】をご確認ください。

●入所申し込みについて

・４月入所の受付期間
12月１日（金）～12月28日（木）
・５月以降の入所申し込みの受付期間
入所希望月の前月15日まで

※入所は毎月１日付となります。
・受付場所＝福祉事務所こども政策係

●提出書類について

申し込みに必要な書類は、認定区分で異なります。詳しくは【表】をご確認ください。

①教育・保育給付認定申請書
②子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
③就労証明書または保育利用事由証明書

保護者１人につき１枚ご提出ください。ただし、就労状況が全く同じ場合は１枚に連名で記載してください。

※保育利用事由証明書は、就労以外で保育を必要とする場合にご提出ください。

④保育料納付誓約書（保育園を希望の方で３号認定の児童のみ）

書類は、福祉事務所こども政策係、各教育・保育施設にて配布します。また、市公式サイトからもダウンロードできます。

●入所決定について

１号認定の方については、認定こども園が入園の内定をします。

２・３号認定の方については、市が保育の必要性が高い児童から、希望状況や施設の定員などに応じて順次決定します。

※在園児の手続きについては、在籍中の施設を通じて行う予定です。

【表】●認定は、児童の年齢や保護者の就労状況などにより大きく４つに区分されます。

認定区分		利用できる施設	対象となる児童	提出書類
１号認定（教育標準時間認定）		・認定こども園	満３歳以上の児童	①
１号認定（教育標準時間認定）＋新２号認定または新３号認定（預かり保育などを利用）			１号認定で『保育の必要な事由』に該当する場合	① ② ③
２号認定（３歳以上保育認定）	標準時間（最長11時間）	・保育園 ・認定こども園	満３歳以上の児童で『保育の必要な事由』に該当する場合	① ③
	短時間　（最長８時間）			
３号認定（３歳未満保育認定）	標準時間（最長11時間）		３歳未満の児童で『保育の必要な事由』に該当する場合	① ③ ④
	短時間　（最長８時間）			

『保育の必要な事由』…就労・妊娠・出産、疾病・障がい、介護、求職活動、就学、育休取得中など
※詳細については、福祉事務所こども政策係へお問い合わせください。

利用手続きの流れ（イメージ）

利用契約締結に至るまでの流れは、１号認定の場合と２・３号認定の場合で異なります。

１号認定

施設見学 → 保護者が施設に申し込み → 施設から保護者へ入園内定を通知 → 保護者が施設を介して認定申請 → 市から施設を介し認定証を交付 → 施設と保護者が契約

※１号認定の申請・認定証の発行は、施設を通じて手続きを行うことを基本としています。

２・３号認定

施設見学 → 保護者が市に認定の申請 → 市から保護者に認定証を交付 → 保護者が市へ利用申し込み → 市が希望や定員に応じて利用調整 → 施設決定後、利用契約

※契約・保育料の支払い先は、事業者により異なります。

出典：内閣府子ども・子育て支援新制度ハンドブック